

1 日未満で完了する作業に関する特記仕様書

- 1 本工事は、愛媛県土木工事標準積算基準に定める 1 日未満で完了する作業の積算（以下「1 日未満積算基準」という。）に基づき、変更設計にのみ適用する。
- 2 請負者は、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、1 日未満積算基準の適用について、監督員に協議を行うことができる。
- 3 請負者は、前項の協議を行うときは、作業が 1 日未満積算基準に該当することを示す資料その他協議に必要な根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。
- 4 前項の資料による確認の結果、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離が確認できなかった場合、又は同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより 1 日作業となる場合は、1 日未満積算基準を適用しないものとする。
- 5 施工箇所が点在する工事として定められた工事にあつては、設計図書で定められた地区を別箇所として扱い、それぞれ箇所で 1 日未満積算基準の適用を判断するものとする。